

○総務省令第一〇〇号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六十一条の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十九日

総務大臣 原口 一博

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条に次の一項を加える。

- 3 十二・二GHzを超え十二・四四GHz以下の周波数の電波を受信する設備規則第五十四条の三第一項において無線設備の条件が定められている地球局が受信する電波の周波数の制御を行う地球局は、十二・二GHzを超え十二・四四GHz以下の周波数の電波を使用する固定局からの混信を回避するため、当該電波を受信する地球局の受信周波数を適切に選択しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。